特定事業所集中減算の手続き等の流れについて

事業所の所在する市町村は、大磯町ですか。

いいえ

大磯町への手続きは不要です。事業所所在地市町村の指示に従い、必要な手続きを行ってください。

はい

報告書を作成した結果、各サービス（訪問介護、通所介護（地域密着型通所介護）、福祉用具貸与）の紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも 80%を超えていますか。

はい

「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」（以下「報告書」という。及び「正当な理由の有無に関する申出書」（以下「申出書」という。）に必要事項を記入の上、**提出期限（前期：９月 15 日、後期：３月 15 日）**までに大磯町福祉課へ提出してください。

いいえ

この報告書の大磯町への提出は不要です。事業所内で２年間大切に保管してください。

また、申出書については記入の必要がありません。

町では、いただいた報告書及び申出書の内容について、「特定事業所集中減算「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの**審査**を行います。

審査にあたっては、報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

審査結果の通知について、提出期限までに報告書を提出した事業所に対しては、前期分は９月下旬、後期分は３月下旬を目処に発送します。

上記の通知により、「正当な理由」のいずれにも該当しないとの審査結果が示された事業所については、下記の期間、サービス提供分の報酬について、**減算請求が必要**となります。

前期分：10 月 1 日～3 月 31 日サービス提供分、後期分： 4 月 1 日～9 月 30 日サービス提供分

報告書及び申出書提出の際には、必ず控えをとるとともに、報告書等の記入内容の根拠となる書類（**記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所内で保管しておいてください。運営指導等の際に確認します。**